

貸付について

公立学校共済組合が行う貸付けには次の12種類があります。組合員が資金を必要とする場合、それぞれの目的に応じて貸付けを受けられます。

- (1) 一般貸付け (2) 特別貸付け (3) 住宅貸付け (4) 介護構造部分に係る貸付け
- (5) 住宅災害貸付け (6) 教育貸付け (7) 災害貸付け (8) 医療貸付け
- (9) 結婚貸付け (10) 葬祭貸付け (11) 高額医療貸付け (12) 出産貸付け

※**団信保険の申込書は公立学校共済組合秋田支部へご請求ください。**

※特別貸付けは、再任用制度により再任用組合員になった方へ対しての貸付けです。

1 貸付けの制限について

- (1) 組合員期間6か月未満の組合員は貸付けの申し込みはできません。
- (2) 償還の確実性がないと認められる組合員には貸付けはできません。
- (3) 貸付けの限度額は貸付けの種別に応じた金額としますが、毎月償還の償還総額は、申込人の給料の月額（教職調整額、給料の調整額を含む。）の**10分の3**を超えることはできません。また、ボーナス償還についても給料の月額の**10分の6**を超えることはできません。
- (4) 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの未償還元金の合計額が700万円を超えるときは貸付けはできません。
- (5) 一般貸付けについては、既貸付金を交付した翌月より「2年間」借替をすることはできません。
- (6) 当共済組合の借入および当共済組合以外の借入（互助会や民間金融機関）による年間の償還金額の合計が、本人の給料の月額の4.8倍を超える場合は、貸付けはできません。
- (7) 貸付日において、組合員の資格を喪失している場合は、貸付けはできません。
- (8) 生活費や借金返済のための貸付けはできません。

2 貸付金額の申込み単位について

貸付金の額は**10万円単位**となります。ただし、高額医療貸付金および出産貸付金は**千円単位**となります。

（申込金額は10万円単位ですが、ボーナス償還を併用する場合、**ボーナス償還へ当てる申込金額は50万円単位**となりますのでご注意ください。）

3 貸付金の利率について

貸付金の利率は現在（平成30年1月1日から適用）一般、特別、住宅、教育、医療、結婚、葬祭の各貸付けは**年利1.32%**（月利0.1100%。貸付金保険料充当率：年利0.06%を含む。以下同。）、**介護構造部分に係る貸付けは年利1.06%**（月利0.0883%）、**住宅災害貸付けおよび災害貸付けは年利0.99%**（月利0.0825%）、**高額医療貸付けおよび出産貸付けは無利子**です。利息の計算については貸付けした月の翌月から利息を徴することとし、1月を単位として（1月に満たない場合は1月とする）算定されます。

4 貸付金の送金日について

各貸付けについては当月25日（2月は20日）まで貸付申込書を提出してください。審査した後、貸付決定されたものについて、翌月24日（金融機関が休業日のときは翌営業日）に送金します。

また、教育貸付け、医療貸付け、災害貸付け、高額医療貸付け、出産貸付けについては**随時受付し、貸付決定されたものについては、10日程度で送金**します。ただし、月末に提出されたものについては、送金まで10日以上かかることもあります。

5 送金方法について

貸付金はすべて直接申込人の指定口座（本人名義の口座に限る）に振り込みます。なお、**指定銀行は秋田銀行・北都銀行の2行です。（郵便局への送金はできません。）**

また、申込書提出後の受取金融機関の変更は認めませんのでご承知ください。

6 貸付けの種類・事由・提出書類・限度額について

種 類	申 込 事 由	提 出 書 類	貸付限度額	備 考
(1)一般貸付け	組合員が臨時に資金を必要とする場合。	①一般貸付申込書 ②借用証書 ③貸付事業における個人情報に関する同意書 ④借入状況等申告書 ⑤送金額が100万円以上の場合は、金額が明示された書類（契約書の写し等）	最高限度額 200万円	
(2)特別貸付け	再任用の組合員が臨時に資金を必要とする場合。	①特別貸付申込書 ②借用証書 ③貸付事業における個人情報に関する同意書 ④借入状況等申告書	給料月額×3/10 ×残任期数	10万円未満 切り捨て
(3)住宅貸付け	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入もしくは住宅の敷地を購入又は補修するための資金を必要とする場合。	①住宅貸付申込書 ②借用証書 ③住宅建築等実施計画書 ④貸付事業における個人情報に関する同意書 ⑤借入状況等申告書 ⑥申込事由による書類	最高限度額 1,800万円	
住宅貸付けの特例措置	組合員が自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が、水震火災等による損害を受け地方公務員等共済組合法別表に掲げる程度の災害に該当しない場合で資金を必要とする場合。	①住宅貸付けの書類①～⑥ ②罹災証明書 (市町村長、消防署長、警察署長等の公的機関の発行するもの)	最高限度額 1,800万円	
(4)介護構造部分に係る貸付け	組合員が要介護者に配慮した住宅介護対応構造住宅の新築等のため資金を必要とする場合。 (要介護者の有無を問わない。)	①住宅貸付申込書（介護構造） ②借用証書 ③住宅貸付けの書類③～⑥ (普通構造部分に係る貸付けの申込みと同時の場合、添付書類は写しでよい。) ④在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書 ⑤介護構造部分の内容およびその必要額が確認できる書類 ◆該当箇所の分かる住宅の平面図等 ◆工事費用見積書又はこれに相当する書類	最高限度額 300万円	

(5)住宅災害貸付け	組員が自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により地方公務員等共済組合法別表（73条関係）に掲げる程度の損害を受け、住宅の新築等のため資金を必要とする場合。	①住宅貸付けの書類①～⑥ ②罹災証明書 （市町村長、消防署長、警察署長等の公的機関の発行するもの）	最高限度額 1,900万円	事故の発生から 1年以内
(6)教育貸付け	組員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫もしくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲・聾・養護学校の高等部を含む。）・大学・短大・大学院もしくは高等専門学校・専修学校・各種学校・外国の教育機関に入学又は修学するために資金を必要とする場合。 また、償還中の民間金融機関等の教育を事由とする貸付けの借替えをする場合。	①教育貸付申込書 ②借用証書 ③貸付事業における個人情報に関する同意書 ④借入状況等申告書 ⑤入学前の場合は合格通知書 または入学許可書の写し 1)入学後の場合在学証明書の原本 ⑥教育貸付けに係る必要経費内訳書 ⑦必要額が確認できる書類 （納付書の写し、振込通知書の写し等） ※教育ローン借替えの場合は借替前の残高証明書	最高限度額 550万円	おおむね1年以内に必要とする経費とする ※教育ローン借替えの場合は返済に必要な金額
(7)災害貸付け	組員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたために資金を必要とする場合。	①災害貸付申込書 ②借用証書 ③貸付事業における個人情報に関する同意書 ④借入状況等申告書 ⑤罹災証明書 （市町村長、消防署長、警察署長等の公的機関の発行するもの）	最高限度額 200万円	事故の発生から 3か月以内
(8)医療貸付け	組員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者・子・孫・兄弟姉妹もしくは父母（配偶者の父母を含む。）が医療を受けるための資金を必要とする場合。	①医療貸付申込書 ②借用証書 ③貸付事業における個人情報に関する同意書 ④借入状況等申告書 ⑤医師の診断書（写）	最高限度額 120万円	

(9) 結婚貸付け	組合員、又は子が結婚するために資金を必要とする場合。	①結婚貸付申込書 ②借用証書 ③貸付事業における個人情報に関する同意書 ④借入状況等申告書 ⑤結婚する事実を証明でき且つ必要額が確認できる書類 ⑥住民票（写）又は戸籍謄本（婚姻した方の場合）	最高限度額 200万円	結婚予定日から 6か月以内および婚姻の届出をした日から 6か月以内
(10) 葬祭貸付け	組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者・子・孫・兄弟姉妹もしくは父母（配偶者の父母を含む。）の葬祭を行うため資金を必要とする場合。	①葬祭貸付申込書 ②借用証書 ③貸付事業における個人情報に関する同意書 ④借入状況等申告書 ⑤葬祭対象者の死亡の事実および組合員との続柄が確認できる書類 ⑥葬儀又は法事等を行うことを明らかにする書類（葬儀又は法事等を事由に貸付けを申し込むときに限る） ⑦墓地の取得等に係る購入額および購入日を確認できる書類（墓地の取得等を事由に貸付けを申し込むときに限る） ⑧必要額が確認できる書類 ※平成16年7月12日付け公立秋-951参照	最高限度額 200万円	イ. 葬儀又は法事等…葬儀および法事等の行われた日から1か月以内 ロ. 墓地の取得等…墓地の取得日に係る購入日前
(11) 高額医療貸付け	組合員および任意継続組合員又はその被扶養者が高額療養費の支給対象となる療養にかかる支払いのため、資金を必要とする場合。	①高額医療貸付申込書 ②借用証書 ③医療機関等からの請求書（写）又は領収書（写）	高額療養費相当額（医療機関等へ支払うべき一部負担金から高額医療費算定基準額を控除した額）	貸付金の額は千円を単位とする。
(12) 出産貸付け	組合員および任意継続組合員が出産費又は家族出産費の支給対象となる出産に係る支払いのため、資金を必要とする場合で次のいずれかにあたる場合。 ア. 対象者の出産予定日まで2か月以内（多胎妊娠の場合は4か月以内）。 イ. 対象者が異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により、医療機関等に一時的な支払いが必要となった場合。	①出産貸付申込書 ②借用証書 ③母子手帳の写し（表紙部分） ④出産予定日まで2～4か月以内、（左記のイに該当の場合は4か月以上）であることを証明する書類 ⑤左記のイに該当する場合医療機関等からの請求書（写）又は領収書（写）	出産費等の相当額（申込日に出産費等の給付事由が生じたときとみなした場合の出産費等の額）	貸付金の額は千円を単位とする。

※留意事項について

◆一般貸付けほか

必要額が確認できる書類とは、次のいずれかの書類である。ただし、一般・教育・結婚・葬祭貸付けにおいて、貸付け申込み時に支払が完了している場合は、領収書の写しをもって当該必要書類に代えることができる。（支払後の申込期限は、支払日から概ね1か月以内とする。）

- ①契約書の写し
- ②請書の写し
- ③請求書の写し
- ④見積書の写しおよび注文を証明できる書類の写し（注1）

（注1）見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆・押印してもらい、「見積書の写しおよび注文を証明できる書類」として取り扱うことができる。また、注文を証明できる書類で必要額が確認できる場合は、見積書の添付を省略することができる。

<「見積書の写しおよび注文を証明できる書類」として取り扱える見積書の例>

平成〇〇年〇〇月〇〇日	
<u>見 積 書</u>	
公立 太郎 様	〇〇商会株式会社
下記のとおりお見積もり申し上げます。	
<u>合計額 1, 155, 000円</u>	
品名：ナソナル プラズマTV「RB26DETT」	
価格：1, 155, 000円（税込み）	
個数：1台	
上記注文をお請けしました。	
〇〇商会株式会社 代表取締役 四谷 花子 ⑩	
↑	
従業員等の手書きの証明で差し支えない。	

◆教育貸付け

「入学又は修学するための資金」とは、おおむね1年以内に必要な入学金、授業料、下宿やアパート代、通学のための交通費、その他の経費をいいます。

「教育ローンの借替え」の場合は、民間金融機関等で借入れ中の教育ローンの返済に必要な金額を1円単位で貸付けを行います。借替えの申込みと同時に新たに必要となる学費等分を上乗せする場合には、新たに必要となる金額を10万円単位で返済に必要な金額に合算してください。

◆災害貸付け

「その他非常災害」とは、人為的な交通事故、盗難等不慮の事故をいいます。

◆医療貸付け

「医療を受けるための資金」とは、医療費として医療機関に払う費用のほか、療養のために要する付添料、通院費、日常諸雑費等をいいます。

7 様式の記入について [一般 (特別)、教育、災害、医療、結婚、葬祭貸付け]

① 申込書 (様式第 1 号 (1))

項 目	記 入 上 の 留 意 事 項
(1) 所属所コード、職員番号	○所属所コード、職員番号は右づめに記入のこと。 ※余白は「0」で埋めること。
(2) 貸付区分	○該当する区分を丸で囲むこと。
(3) 金額	○申込金額について、毎月償還及びボーナス償還の割当額を算用数字で記入のこと。 ○ボーナス併用の場合は、ボーナス償還へ、申込額の 1/2 以内且つ 50 万円単位をあてること。
(4) 償還回数	○各貸付償還回数の範囲内で希望する回数を記入のこと。 ○ボーナス償還の回数は毎月償還の回数を 6 で除した整数回以内であること。
(5) 一回あたりの償還額	○賦金率表により算出した金額を算用数字で記入のこと。(円未満の端数は四捨五入)
(6) 給料の月額	○申込時における給料の月額を算用数字で記入のこと。 給料の月額＝給料＋教職調整額＋給料の調整額
(7) 給料の月額の 3/10 に相当する額 給料の月額の 6/10 に相当する額	○それぞれ算出して算用数字で記入のこと。(円未満の端数は切り捨て)
(8) 給与支給機関	○申込人の給与支給機関 (教育事務所名等) を記入のこと。
(9) 申込事由	○それぞれの貸付種別に応じ、具体的に記入のこと。 ※「生活費にあたるもの」及び「金融機関への返済のため」は対象外。 (教育ローンの場合は対象。)
(10) 対象者氏名	○一般貸付け以外の貸付けで、申込事由対象者は本人以外の人に記入のこと。
(11) 受取金融機関名	○直接申込人の指定口座 (本人名義の口座) に振り込みとなるため、支店名 (支店コード)、口座番号を右づめで記入のこと。 ※余白は「0」で埋めること。 秋田銀行 (銀行コード 0119) 北都銀行 (銀行コード 0120) 支店名やコードが間違っていると送金が出来なくなりますので十分確認のうえ記入してください。
(12) 借受中の貸付金の償還額	○現在、借受中の貸付金について、各償還額を算用数字で記入のこと。
(13) 入学又は修学する学校名 団体信用生命保険	○教育貸付申込みの場合のみ記入のこと。 ○団体信用生命保険については、任意加入とする。
(14) 申込人記入欄	○所属所名及び電話番号を記入のこと。 ○申込時の現住所、電話番号、職名、氏名、生年月日等を記入のこと。 ○当共済組合の組合員資格取得年月日を記入のこと。

※貸付申込関係書類は自書とし、コピーに押印したものは受付できません。

(消せるボールペンの使用はご遠慮ください。)

② 借入状況等申告書 (様式第 2 3 号)

【表面】

共済組合より、現在受けている貸付けについて記入してください。

新規や借替での申込をした際は、当該の事由に丸をし、最新の償還額を記入してください。

【裏面】

共済組合以外での借入金について記入してください。

互助会からの借入金がある場合にもこちらへ記入してください。

8 貸付申込手順・事務の流れについて

前々月 26 日	貸付申込期間
前月 25 日	貸付申込締切日 (※2 月は～20 日)
当月 上旬	審査のうえ、貸付金決定通知書等送付
当月 24 日	本人口座へ送金 ※以下住宅・住宅災害・介護構造貸付の場合※
対象物件の 工事購入完了後	完了報告書・住宅建築届 等提出

- 注) 1 当月＝貸付月
 2 送金日となる 24 日が金融機関休業日のときは、翌営業日となります。
 3 教育、災害、医療、高額医療、出産貸付は随時受付し、貸付決定されたものについては 10 日程度で送金します。

9 貸付金の償還方法について

償還については、定期償還、繰上償還、即時償還となります。

(1) 定期償還

- ① 毎月償還……毎月元利均等額で償還する方法
- ② ボーナス併用償還……毎月償還に併用して 6 月および 12 月の期末勤勉手当支給日にも元利均等額で償還する方法

(2) 繰上償還

- ① 全額繰上償還……未償還元利金の全額を繰り上げて償還する方法
- ② 一部繰上償還……未償還元利金の一部を繰り上げて償還する方法

- (3) 即時償還……借受人が一定の事由に該当したとき、未償還元利金の全額を即時に償還しなければなりません。

(1) 定期償還

償還回数は、貸付種別により次の回数の範囲内で借受人が希望した回数になります。

貸付の種類	毎月償還回数	ボーナス償還回数
住宅貸付け、住宅災害貸付け	360 回	60 回
介護構造部分に係る貸付け	360 回	60 回
教育貸付け	250 回	41 回
一般・災害・結婚・葬祭貸付け	120 回	20 回
医療貸付け	110 回	18 回
特別貸付け	貸付月の翌月からの残任期月数の月数以内	ボーナス償還不可

① 毎月償還

すべての借受人について貸付金の交付を受けた日の翌月から毎月元利均等額で給与から源泉控除します。

ア 償還回数は、貸付種別毎の最長回数（上表）の範囲内で借受人が希望する償還回数とする。

イ 1回あたりの償還額は、貸付金の額に賦金率表に定める償還回数に応じた賦金率を乗じた額（円未満の端数は四捨五入）とし、公立学校共済組合にかかるすべての貸付償還金の1か月の総額が給料の月額額の3/10以内であること。

【1回あたりの償還額の算定例】

一般貸付け

申 込 金 額 200 万円

償 還 回 数 120 回

賦 金 率 0.0089000057

2,000,000 円 × 0.0089000057 = 17,800.01140 円

1回あたりの償還額 17,800 円（円未満端数は四捨五入）

② ボーナス併用償還

貸付申込時点での選択に限り、一般貸付け等（高額医療、出産、特別貸付けを除く。）の貸付金が100万円以上の場合にはボーナス併用償還も可能となります。ボーナス償還は6月、12月の期末勤勉手当支給日に元利均等額で源泉控除されます。

ア ボーナスで償還する貸付金額は、貸付金額の1/2以内で50万円単位とする。

イ 1回あたりの償還額は、ボーナス償還の対象となる貸付金額に賦金率表に定める貸付月・償還回数に応じた賦金率を乗じた額とする。（貸付金の送金月によって算出します。円未満四捨五入）ただし、貸付償還金の総額が給料の月額額の6/10以内となること。

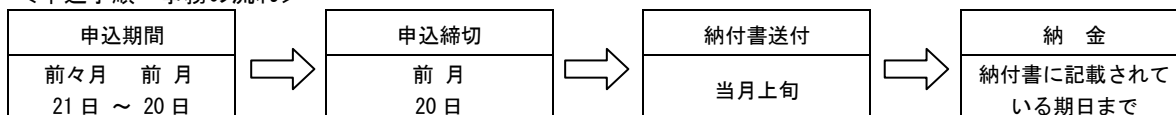
ウ ボーナス償還期間は毎月償還期間を超えることはできない。

$$\text{ボーナス償還回数} \leq \frac{\text{毎月償還回数}}{6}$$

(2) 繰上償還

本人の希望により未償還元金金の全額を繰り上げて償還する「全額繰上償還」と、一部を繰り上げて償還する「一部繰上償還」があります。

<申込手順・事務の流れ>



注) 1 当月=納付月

2 繰り上げ希望月が12月の場合、申出書は11月10日まで提出となります。

3 繰り上げ希望月が11月の場合、償還金の納付期限は11月10日前後となります。

① 全部繰上償還

ア 貸付金の未償還額（元金残）の全額を償還する場合は、「全額繰上償還申出書」（様式第14号）を提出してください。償還する月の前月20日までの提出となります。ただし、繰り上げ希望月が12月の場合11月10日までの提出となります。

イ 繰り上げ希望月が11月の場合、償還金の納付期限は11月10日前後となります。

ウ 給与からの源泉控除は繰上償還をする月まで行われます。

エ ボーナス償還分については、未償還元金残に償還月までの経過利息が加わります。

【記載例】

1

区 分	未償還元金 (平成20年4月末現在)
毎月償還	1,425,261 円

と貸付金を平成20年04月に全額～

の年月は一致（未償還元金は、償還表を参照。）

2 給与からの源泉控除は、平成20年4月まで行います。

② 一部繰上償還

ア 貸付金の未償還額（元金残）の一部を償還する場合は、「一部繰上償還申出書」（様式第 15 号）を提出してください。償還する月の前月 20 日までの提出となります。ただし、繰り上げ希望月が 12 月の場合は、11 月 10 日までの提出とします。

イ 繰り上げ希望月が 11 月の場合、償還金の納入期限は 11 月 10 日前後になります。

ウ 給与からの源泉控除について、振込月までは旧償還、以降は新償還となります。

◆償還方法が「毎月償還」のみの場合

- (a) 一部繰上償還できる金額は 10 万円以上とします。
- (b) 一部繰上償還後の償還回数は、繰上償還月に係る定期償還後の残回数の範囲内で希望する回数とします。
【例】当初の償還回数が 120 回と設定しており、40 回目で一部繰上償還した場合は〔120 回－40 回＝80 回となり、〕80 回の範囲内で償還回数を決めることとなります。
- (c) 一部繰上償還後の一回あたりの償還額については、繰上償還後の未償還元金を新たな貸付金額とみなし、前記 (b) により決めた回数に応じた賦金率を乗じた額となります。（この場合も 1 か月の貸付償還総額が給料の月額 3/10 以内となります。）
- (d) 毎月の償還のみからボーナス併用償還への変更はできません。

◆償還方法が「ボーナス併用償還」の場合

- (a) 一部繰上償還できる金額は 20 万円以上とし、その金額の 1/2 以上をボーナス償還額に当てなければなりません。ボーナス償還のみ一部繰上償還することも可能ですが、その場合は、ボーナス分の未償還額全額を繰上償還することになります。
- (b) ボーナス償還の一部繰上償還には、定期償還時（6 月、12 月）から繰上償還までの経過利息が加わります。
〔計算方法〕ボーナス償還後の未償還元金残 × 月利 × 経過月数 = 経過利息（円未満切り捨て）
- (c) 一部繰上償還後のボーナス償還の償還回数は、繰上償還月までのボーナス償還後の残回数の範囲内で希望する回数とします。
- (d) 一部繰上償還後のボーナス償還に係る一回あたりの償還額については、繰上償還月を貸付月とみなし、前記 (c) により決めた回数に応じた賦金率を乗じた額となります。（ただし、ボーナス貸付償還総額が給料の月額 6/10 以内となります。）
- (e) ボーナス併用償還から毎月償還のみへの変更はできません。（ただし、一部繰上償還によってボーナス分のみ全額返済することは可能です。）

【記載例 1】（毎月償還のみの場合） ※様式第 15 号

一般貸付け（平成 18 年 8 月 24 日貸付け、150 万円、120 回償還、月利 0.11100%、1 回あたりの償還 13,350 円）
繰上償還申出年月日：平成 20 年 3 月 10 日
繰上償還額払込月：平成 20 年 4 月（繰上償還申出の翌月）
繰上償還月（平成 20 年 4 月末）の未償還回数：113 回
繰上償還による返済額（払込額）：256,000 円（10 万円以上でなければなりません。）
繰上償還後の希望償還回数：80 回

1 繰上償還後の未償還元金の算出方法

繰上償還額払込月

(平成 20 年 4 月末) の未償還金	繰上償還額		繰上償還後の未償還元金
1,425,261 円	－ 256,000 円	=	1,169,261 円

2 繰上償還後の償還方法

繰上償還後の未償還元金	希望する償還回数の賦金率		1 回あたりの償還額
1,169,261 円	× 0.0130649349 (80 回)	=	15,276 円
	↓		↓
	平成 20 年 4 月現在の 未償還回数の範囲内		円未満四捨五入

注) 1

区 分	未償還元金 (平成 20 年 4 月末現在)
毎月償還	1,425,261 円

と貸付金を平成 20 年 04 月に一部～

の年月は一致 (未償還元金は、償還表を参照。)

2 給与からの源泉控除は、4 月まで旧償還 (毎月 13,350 円)、5 月からは新償還 (15,276 円) となります。

【記載例 2】(ボーナス併用償還の場合) ※様式第 15 号

住宅貸付け (平成 14 年 12 月 24 日貸付け、総額 1,050 万円、毎月償還分 550 万円 (360 回償還)、月利 0.11100%、1 回あたりの償還額 18,510 円、ボーナス償還分 500 万円 (60 回償還)、半年利 0.66%、1 回あたりの償還額 101,191 円)

繰上償還申出年月日：平成 20 年 3 月 10 日

繰上償還額払込月：平成 20 年 4 月 (繰上償還申出の翌月)

繰上償還月 (平成 20 年 4 月末) の未償還回数：毎月償還分 353 回・ボーナス償還分 59 回

繰上償還による返済希望額：返済希望総額 100 万円 (20 万円以上でなければなりません。)

内訳 毎月償還分 40 万円

ボーナス償還分 60 万円

(返済総額 100 万円の 1/2 以上でなければなりません。)

繰上償還後の希望償還回数：毎月償還分 300 回

ボーナス償還分 40 回

1 繰上償還後の未償還元金の算出方法

繰上償還額払込月

	(平成 20 年 4 月末) の未償還元金		繰上償還希望額		繰上償還後の未償還元金
毎月償還分	5,436,297 円	－	400,000 円	=	5,036,297 円
ボーナス償還分	4,950,596 円	－	600,000 円	=	4,350,596 円

2 繰上償還後の償還方法

	繰上償還額払込月の未償還元金		希望する償還回数の賦金率		1 回あたりの償還額
毎月償還分	5,036,297 円	×	0.0039153450 (300 回)	=	19,719 円
ボーナス償還分	4,350,596 円	×	0.0285269658 (40 回)	=	124,109 円
			↓		↓
			平成 19 年 4 月現在の 未償還回数の範囲内		円未満四捨五入

注) 1

区 分	未償還元金 (平成 20 年 4 月末現在)
毎月償還	5,436,297 円

と貸付金を平成 20 年 04 月に一部～

の年月は一致 (未償還元金は、償還表を参考にしてください。)

2 給与からの源泉控除は、4 月まで旧償還 (毎月 18,510 円、ボーナス 101,191 円)、5 月からは新償還 (毎月 19,719 円、ボーナス 124,109 円) となります。

(3) 即時償還

次の場合は、未償還元金を即時償還しなければなりません。

- (a) 組合員の資格を喪失したとき。
- (b) 申込みの内容に偽りのあることが判明したとき。
- (c) 住宅貸付け、住宅災害貸付け等の不動産の工事等が完了する確実性がないとき。
- (d) 組合員本人が貸付けを受けた家に居住しなくなったとき。
- (e) 不動産の全部又は一部を他に貸付けしたとき。
- (f) 不動産の全部又は一部を他に譲渡したとき。
- (g) その他、公立学校共済組合貸付規程に違反したとき。

10 すでに貸付けを受けている方への貸付け（借替）について

貸付けを受けている方が、さらに同一種類の貸付けを受けたいときは、申込人の貸付けできる限度額から未償還元金を差し引いて貸付けします。

未償還元金＋必要金額＝申込金額（限度額の範囲内で10万円単位）

【例】

問：私は、教育貸付けを平成16年4月10日に借用し月額11,778円償還していますが、このたび長女が大学に合格しましたので、入学費用等が200万円必要になりました。この場合いくら借りられるでしょうか。なお、貸付け申込時点で未償還元金は1,471,087円です。

答：① 教育貸付け限度額 550万円

② 申込みできる額

$$\begin{array}{rcll} 2,000,000 \text{円} & + & 1,471,087 \text{円} & = & 3,471,087 \text{円} \\ \text{(必要経費)} & & \text{(未償還元金)} & & \end{array}$$

10万円未満は切り捨てとなり3,400,000円が申込額となります。(新たな貸付金額)

③ 送金される額

$$\begin{array}{rcll} 3,400,000 \text{円} & - & 1,471,087 \text{円} & = & 1,928,913 \text{円} \\ \text{(申込金額)} & & \text{(未償還元金)} & & \end{array}$$

11 徴収嘱託制度について

組合員が地方職員共済組合秋田県支部又は、秋田県市町村職員共済組合に異動する場合、かつ5年以内に公立学校共済組合へ復帰が見込まれる場合、本人の希望により徴収嘱託制度を利用することができます。

希望者は、異動が分かり次第、共済組合貸付担当まで連絡のうえ、徴収嘱託申出書を提出してください。

《徴収嘱託とは》

借受人の転出先の共済組合を通して給与支給機関に依頼し、即時償還することなく引き続き給与から当共済組合の貸付償還金の控除ができる制度です。

※詳しくは平成19年2月22日付け公立秋-1229を参照ください。

12 償還猶予について

- ① 借受人が次に該当する場合は償還を猶予することができます。猶予を希望する場合は、「償還猶予申出書」(様式第11号)に必要事項を記入し、所属所長を経て支部長に**償還猶予を受ける月の前月の24日まで提出してください。**

なお、償還猶予を受ける月が12月からの希望で、ボーナス併用償還の方は、申出書を10月24日まで提出してください。

ア) 住宅貸付け、住宅災害貸付けを受けている物件が水震火災、その他非常災害により損害を受けたとき(新たに申込みする場合も含む)……12か月の範囲内

イ) 育児休業の承認を受けたとき……育児休業範囲内

ウ) 介護休業の承認を受けたとき……介護休業範囲内(引き続き1か月以上の期間の際)

エ) 心身の故障のため、長期休養した場合で給与の全部が支給されないとき……無給休職期間の範囲内(傷病手当金等の支給を受けた期間を除く)

オ) 配偶者同行休業の承認を受けたとき……配偶者同行休業範囲内(3年を限度とする)

- ② 猶予した償還金の返済方法は、償還猶予期間が満了した翌月から、定期償還と併せて、猶予された償還回数により均等額で返済することとなります。(倍返し)

ただし、支部長がやむを得ないと認めるときは1回で返済することもできますが、この場合は、「均等額によることとしたときの返済期間内」に返済することになります。

【記載例】

猶予事由：育児休業

(育児休業期間 自 20年2月14日～至 20年6月30日)

借受け中の貸付金の償還額

一般(貸付番号 170123) 一回の償還額 毎月 19,091円

住宅(貸付番号 160215) 一回の償還額 毎月 21,786円

ボーナス 78,741円

結婚(貸付番号 160035) 一回の償還額 毎月 19,091円

返済方法：毎月均等額で償還

※休業等を延長し、さらに猶予を希望する場合は、延長分について新たに申込書を提出することになります。その際、表題の償還猶予申出書に「(延長分)」と記してください。